北区高齢者 いきいきサポーター制度

65歳以上の方々が、ボランティア活動を通じてより元気になることを 目的とした制度です。

登録してボランティア活動をするとスタンプをためることができ、その 数に応じて交付金を受取ることができます。

いきいきサポーターとしてボランティア活動に参加し、あなたの力を 「元気な地域づくり」に活かしてみませんか?



NPO法人東京都北区市民活動推進機構

(北区NPO・ボランティアぷらざ内)

〒114-8503 北区王子1-11-1 北とぴあ4階

TEL 03-5390-1771 火~土曜 10:00~21:00 10:00~17:00 ※月曜、祝日、年末年始は休館

北区高齢者いきいきサポーター制度

概要

制度の内容

ボランティア活動をして、 スタンプをためた方に交付金 をお渡しします。

スタンプの対象は、いきいき サポーター受入施設でのボラ ンティア活動です。

新 暴 街

北区在住の

満65歳以上の方

登録が必要です

主な活動

- ◆利用者との交流 (お話し相手など)
- ◆特技披露 (歌や踊りの披露など)
- ◆環境整備 (洗濯物たたみ、清掃など)

制度の流れ

1 いきいきサポーターの登録

登録説明会に必ず参加いただき、この制度の主旨・目的を理解したうえで登録申請をしてください。

説明会の日時は北区ニュースなどでお知らせします。

登録には介護保険被保険者証などが必要 です。

② いきいきサポーター手帳 (以下「手帳」)の受け取り

③ ボランティア活動先の選択

「いきいきサポーター受入施設一覧」で、 希望する活動を選びます。ご自身で活動 先へ連絡し、担当者と相談してボランティ ア活動の日時や内容を決めます。

4 ボランティア活動

活動先のルールを守り、責任を持って活動してください。

活動期間:1月1日~12月31日

5 スタンプの押印

1日の活動が終了したら、手帳にスタンプを押印してもらいます。

※1時間の活動でスタンプ1個、1日2時間以上の活動でもスタンプ2個が上限です。

6 交付金の申請

スタンプが 10 個以上たまると、決められた申請期間に交付金を申請することができます。

(申請期間:翌年1~2月の所定の期日)

- ※スタンプが9個以下の場合、翌年に限り 繰り越せます。(10個以上の場合、翌年 には繰り越せません。)
- ※1 スタンプ =100 ポイント =100 円
- ※1 年で最大 50 個のスタンプを交付金に 換えられます。

申請手続の詳細は、登録説明会でご説明します。

スタンプ数	ポイント	交付金の額
~9	~900 ポイント	申請できません (翌年に限り繰り越せます)
10	1,000 ポイント	1,000円
11	1,100 ポイント	1,100円

49	4,900 ポイント	4,900 円
50~	5,000 ポイント	5,000円

7 交付金の受け取り

申請者が指定した金融機関の口座に、3月中を目処に北区が振込みます。

※北区高齢者いきいきサポーター制度は北区からの受託事業として、北区NPO・ボランティアぷらざの 指定管理者である NPO 法人東京都北区市民活動推進機構が実施しています。